

日明浄化センター他32施設電力供給仕様書

1 概要

(1) 需要場所

別紙1「需要場所一覧」のとおり

(2) 用途

- | | |
|------------|--------------------|
| ア 日明浄化センター | 下水道処理および廃棄物処理に伴う電力 |
| イ その他の施設 | 公共下水道に伴う電力 |

2 仕様

(1) 電力供給条件

ア、イの日明浄化センターについては、特高受電設備更新のため8月から10月の予定で併用期間がある。併用については、九州電力送配電株式会社との協議済。

ア (現) 日明浄化センター

- | | |
|--------------|----------------------|
| (ア) 供給電気方式 | 交流3相3線式 |
| (イ) 標準電圧 | 60,000V |
| (ウ) 計量電圧 | 3,000V |
| (エ) 標準周波数 | 60Hz |
| (オ) 受電設備の総容量 | 7,500kVA |
| (カ) 受電方式 | 常時 1回線 |
| (キ) 自家発電設備 | 有(定期検査・事故時等に受電の必要あり) |
- (常用) 7,500kVA×1台 ※現日明工場に設置
以下は、事項イに順次移設される
- | |
|-----------------------|
| 25kVA×6台(ガス発電) |
| 270kW×1基(太陽光発電) |
| (非常用) 1,200kVA×1台(高圧) |

イ (新) 日明浄化センター

- | | |
|--------------|----------------------|
| (ア) 供給電気方式 | 交流3相3線式 |
| (イ) 標準電圧 | 60,000V |
| (ウ) 計量電圧 | 3,000V |
| (エ) 標準周波数 | 60Hz |
| (オ) 受電設備の総容量 | 12,500kVA |
| (カ) 受電方式 | 常時 1回線 |
| (キ) 自家発電設備 | 有(定期検査・事故時等に受電の必要あり) |
- (常用) 18,000kW×1台 ※新日明工場に設置

ウ その他の施設

- | | |
|------------|----------------------|
| (ア) 供給電気方式 | 交流3相3線式 |
| (イ) 標準電圧 | 6,000V |
| (ウ) 計量電圧 | 6,000V |
| (エ) 標準周波数 | 60Hz |
| (オ) 受電方式 | 常時 1回線 |
| (カ) 自家発電設備 | |
| a 新町浄化センター | (常用) 210kW×1基(太陽光発電) |
| b 北湊浄化センター | (常用) 97kW×1基(太陽光発電) |

(2) 予定契約電力及び予定使用電力量等

ア 予定契約電力

(ア) 日明浄化センター(特別高圧)

- | | |
|----------------|---------|
| a 産業用(常時電力) | 5,100kW |
| b 産業用(自家発補給電力) | 2,500kW |

(自家発電設備が停止した時に常時電力と合わせて使用できる電力)

ただし、基本料金メニューに自家発補給電力が無い場合は、常時電力として取り扱う。

c アンシラリーサービス料金対象容量 93 kW

(イ) その他の施設 (高圧)

a 契約電力合計 10,997 kW

※ 契約電力は、契約上使用できる電気の最大電力をいい、30分最大需要電力計により計量される需要電力が、原則としてこれを超えないものとする。なお、契約電力が500 kW未満である場合は、その1月の最大需要電力と前11ヶ月の最大需要電力のいずれか大きい値により決定する。

イ 予定使用電力量 28,691,035 kWh

※ 施設別の契約電力及び予定使用電力量は、別紙、各施設の予定使用量表のとおり。

ウ 力率 100% (平均)

各月の力率は実測値によるものとする。

(3) 契約期間 令和6年7月1日から令和7年3月31日まで

(4) 需給地点 別紙1「需要場所一覧」のとおり

(5) 計量地点 別紙1「需要場所一覧」のとおり

自動検針装置 有

(6) 保安責任分界点 別紙1「需要場所一覧」のとおり

(7) 財産分界点 別紙1「需要場所一覧」のとおり

ただし、計量地点に設置した計量装置は九州地区の一般送配電事業者の所有とする。

3 入札価格の算出

本契約については、市場連動型にて価格を算出するものとする。

4 その他

(1) 産業用自家発補給電力契約の供給条件については、別記1のとおりとする。

(2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)による改正前の電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定に基づき九州管内で一般電気事業者として許可を得ていた者の標準供給条件及び選択供給条件がある場合はこれによる。なお、入札価格の算出にあたっては、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。

(3) 予定使用電力量は、天候などにより変動することがある。

需要場所等一覧

No.	施設名	所在地	需給地点	電気工作物の財産分界点 及び保安上の責任分界点
1	日明浄化センター	北九州市小倉北区西港町96番地の3	北九州市が設置した受電用GISの1次側端子	左記需給地点に同じ
2	新町浄化センター	北九州市門司区松原三丁目6番1号	北九州市が設置した受電用気中開閉器(区分開閉器)の電源側接続点	
3	曽根浄化センター	北九州市小倉南区中吉田二丁目10番1号	北九州市が設置した受電用気中開閉器(区分開閉器)の電源側接続点	
4	北湊浄化センター	北九州市若松区大字安瀬64番地の15	北九州市が設置した受電用気中開閉器(区分開閉器)の電源側接続点	
5	片上ポンプ場	北九州市門司区片上海岸7番2号	北九州市が設置した受電用気中開閉器(区分開閉器)の電源側接続点	
6	門司港ポンプ場	北九州市門司区東港町2番24号	北九州市が設置した受電用気中開閉器(区分開閉器)の電源側接続点	
7	大久保ポンプ場	北九州市門司区田野浦海岸8番14号	北九州市が設置した受電用気中開閉器(区分開閉器)の電源側接続点	
8	白野江第2ポンプ場	北九州市門司区白野江四丁目16番3号	北九州市が設置した受電用気中開閉器(区分開閉器)の電源側接続点	
9	白野江ポンプ場	北九州市門司区白野江一丁目9番7号	北九州市が設置した受電用気中開閉器(区分開閉器)の電源側接続点	
10	浅野町ポンプ場	北九州市小倉北区浅野三丁目7番20号	北九州市が設置した受電用気中開閉器(区分開閉器)の電源側接続点	
11	港町ポンプ場	北九州市小倉北区東港一丁目1番18号	北九州市が設置した受電用気中開閉器(区分開閉器)の電源側接続点	
12	大手町ポンプ場	北九州市小倉北区大手町7番10号	北九州市が設置した受電用気中開閉器(区分開閉器)の電源側接続点	
13	神嶽ポンプ場	北九州市小倉北区三萩野三丁目1番1号	北九州市が設置した受電用気中開閉器(区分開閉器)の電源側接続点	
14	南小倉ポンプ場	北九州市小倉北区篠崎一丁目4番1号	北九州市が設置した受電用気中開閉器(区分開閉器)の電源側接続点	
15	城野ポンプ場	北九州市小倉南区富士見三丁目4番2号	北九州市が設置した受電用気中開閉器(区分開閉器)の電源側接続点	
16	戸畑ポンプ場	北九州市戸畑区川代二丁目1番	北九州市が設置した受電用気中開閉器(区分開閉器)の電源側接続点	
17	曽根新田北ポンプ場	北九州市小倉南区曽根新田北四丁目2番7号	北九州市が設置した受電用気中開閉器(区分開閉器)の電源側接続点	
18	吉志ポンプ場	北九州市門司区吉志一丁目29番1号	北九州市が設置した受電用気中開閉器(区分開閉器)の電源側接続点	
19	竹馬川第2ポンプ場	北九州市小倉南区津田新町一丁目1番1号	北九州市が設置した受電用気中開閉器(区分開閉器)の電源側接続点	

需要場所等一覧

No.	施設名	所在地	需給地点	電気工作物の財産分界点 及び保安上の責任分界点
20	竹馬川第4ポンプ場	北九州市小倉南区沼南町二丁目14番1号	北九州市が設置した受電用気中開閉器(区分開閉器)の電源側接続点	左記需給地点に同じ
21	竹馬川第5ポンプ場	北九州市小倉南区大字曾根3326番地の22	北九州市が設置した受電用気中開閉器(区分開閉器)の電源側接続点	
22	中川通ポンプ場	北九州市若松区本町二丁目17番16号	北九州市が設置した受電用気中開閉器(区分開閉器)の電源側接続点	
23	藤ノ木ポンプ場	北九州市若松区古前一丁目6番5号	北九州市が設置した受電用気中開閉器(区分開閉器)の電源側接続点	
24	奥洞海ポンプ場	北九州市若松区南二島二丁目22番25号	北九州市が設置した受電用気中開閉器(区分開閉器)の電源側接続点	
25	弘川ポンプ場	北九州市若松区大字弘川73番地の5	北九州市が設置した受電用気中開閉器(区分開閉器)の電源側接続点	
26	高須ポンプ場	北九州市若松区高須東三丁目1番13号	北九州市が設置した受電用気中開閉器(区分開閉器)の電源側接続点	
27	藤田ポンプ場	北九州市八幡西区大字藤田2292番地の5	北九州市が設置した受電用気中開閉器(区分開閉器)の電源側接続点	
28	本城ポンプ場	北九州市八幡西区洞北町2番1号	北九州市が設置した受電用気中開閉器(区分開閉器)の電源側接続点	
29	東中島ポンプ場	北九州市八幡西区御開二丁目5番30号	北九州市が設置した受電用気中開閉器(区分開閉器)の電源側接続点	
30	折尾ポンプ場	北九州市八幡西区中須一丁目2番41号	北九州市が設置した受電用気中開閉器(区分開閉器)の電源側接続点	
31	則松ポンプ場	北九州市八幡西区則松四丁目1番1号	北九州市が設置した受電用気中開閉器(区分開閉器)の電源側接続点	
32	楠橋ポンプ場	北九州市八幡西区大字楠橋3928番地	北九州市が設置した受電用気中開閉器(区分開閉器)の電源側接続点	
33	金山川ポンプ場	北九州市八幡西区八枝一丁目1番1号	北九州市が設置した受電用気中開閉器(区分開閉器)の電源側接続点	

別記1（仕様書4 その他（1）関係）

産業用自家発補給電力契約の供給条件

1 「基準電力」の決定

産業用自家発補給電力の使用電力量算定のための「基準の電力」は、産業用自家発補給電力使用の前3日間における常時供給分の平均電力とする。

ただし、前3日間の使用状態が平常でない場合は、平常時の場合の使用状態によって決定する。

なお、「基準電力」の算定にあたり、上記の方法によりがたい場合には、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき九州管内で一般電気事業者としての許可を得ていた者が定める標準供給条件（以下「標準供給条件」という。）17(2)へ(イ)に規定する上記以外の方法等により、発注者と受注者が協議決定するものとする。

2 使用の申出

発注者は産業用自家発補給電力を使用する場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻を自家発補給電力使用開始の1週間前までにあらかじめ受注者に連絡する。

ただし、事故その他やむをえないときは、発注者は使用開始後すみやかに受注者に連絡する。

3 使用の判定

最大需要電力が、常時供給分の契約電力をこえた場合は、自家発電所の発電記録その他客観的にみて産業用自家発補給電力を使用していないことが明らかなきを除き、産業用自家発補給電力を使用したものとして取扱うものとする。

4 発電記録等の提出

前項3に伴い、受注者が自家発電所の発電記録その他客観的な資料を求めた場合は、発注者はすみやかに提出するものとする。

5 標準供給条件の変更

当該契約中であっても、標準供給条件に変更があった場合、発注者と受注者の協議によってこの変更を適用することができる。